

地震により休業している事業主・労働者の皆様へ

～休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ～

① 熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

岡山労働局及びハローワーク（公共職業安定所）一覧

① 事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所	在	地	電話番号
岡山労働局職業安定部 職業安定課	〒700-0907	岡山市北区下石井1-4-1	岡山第2合同庁舎3階	086-801-5104
ハローワーク岡山 (岡山公共職業安定所)	〒700-0971	岡山市北区野田1-1-20		086-241-3222
ハローワーク津山 (津山公共職業安定所)	〒708-8609	津山市山下9-6		0868-22-8341
ハローワーク美作 (津山公共職業安定所美作出張所)	〒707-0041	美作市林野67-2		0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央 (倉敷中央公共職業安定所)	〒710-0834	倉敷市笹沖1378-1		086-424-3333
ハローワーク総社 (倉敷中央公共職業安定所総社出張所)	〒719-1131	総社市中央3-15-111		0866-92-6001
ハローワーク児島 (倉敷中央公共職業安定所児島出張所)	〒711-0912	倉敷市児島小川町3672-16		086-473-2411
ハローワーク玉野 (玉野公共職業安定所)	〒706-0002	玉野市築港2-23-12		0863-31-1555
ハローワーク和気 (和気公共職業安定所)	〒709-0451	和気郡和気町和気481-10		0869-93-1191
ハローワーク備前 (和気公共職業安定所備前出張所)	〒705-0022	備前市東片上227		0869-64-2340
ハローワーク高梁 (高梁公共職業安定所)	〒716-0047	高梁市段町1004-13		0866-22-2291
ハローワーク新見 (高梁公共職業安定所新見出張所)	〒718-0003	新見市高尾2379-1		0867-72-3151
ハローワーク笠岡 (笠岡公共職業安定所)	〒714-0081	笠岡市笠岡5891		0865-62-2147
ハローワーク西大寺 (西大寺公共職業安定所)	〒704-8103	岡山市東区河本町325-4		086-942-3212

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所	在	地	電話番号
岡山労働局職業安定部 職業対策課	〒700-0907	岡山市北区下石井1-4-1	岡山第2合同庁舎3階	086-801-5107